

第 617 回 統計審議会議事録

1 日 時 平成 16 年 7 月 9 日 (金) 14 : 00 ~ 14 : 55

2 場 所 総務省第 1 特別会議室 (中央合同庁舎第 2 号館 8 階)

3 議 題

(1) 庶務事項

- 1) 統計審議会専門委員の発令について
- 2) 部会に属すべき専門委員の指名について

(2) 諮問事項

- 諮問第 295 号「平成 17 年に実施される国勢調査の計画について」

(3) その他

4 配布資料

- 1) 統計審議会専門委員の発令について
- 2) 部会に属すべき専門委員の指名について
- 3) 諮問第 295 号「平成 17 年に実施される国勢調査の計画について」
- 4) 指定統計調査の承認等の状況 (平成 16 年 5 月、6 月分)
- 5) 平成 16 年 4 月指定統計・承認統計・届出統計月報 (第 52 巻・第 4 号)
- 6) 平成 16 年 5 月指定統計・承認統計・届出統計月報 (第 52 巻・第 5 号)
- 7) 指定統計の公表実績及び予定

5 出席者

【委員】竹内会長、廣松委員、篠塚委員、舟岡委員、飯島委員、須田委員、菅野委員、後藤委員、清水委員、新村委員、西村委員

【統計審議会会議内規第 2 条の規定による出席者】

《国又は地方公共団体の統計主管部課の長》

総務省鈴木統計調査部長、同亀田国勢統計課長、厚生労働省牧原企画課長、
農林水産省河崎統計企画課長、経済産業省濱野調査統計部長、
国土交通省矢島企画調整室長、東京都古河統計部長

【事務局 (総務省統計基準部)】

総務省渡辺統計基準部長、同熊埜御堂統計審査官、同桑原統計審査官

6 議 事

(1) 庶務事項

- 1) 統計審議会専門委員の発令について

竹内会長から、統計審議会専門委員が、資料1のとおり発令された旨報告があった。

2) 部会に属すべき専門委員の指名について

竹内会長から、資料2のとおり部会に属すべき専門委員の指名を行った旨報告があった。

(2) 諮問事項

○ 諮問第295号「平成17年に実施される国勢調査の計画について」

総務省統計局統計基準部の桑原統計審査官が、資料3の諮問文の朗読及び補足説明を行った。

続いて、総務省統計局統計調査部の亀田国勢統計課長が調査計画案の説明を行った。

[質 疑]

舟岡委員) 国勢調査は、世帯及び世帯員に関する情報を調査する統計の根幹を成すものであり、部会での調査審議では、世帯に関係する統計全般に関連することで近年、重要な論点となっている労働者派遣業の位置づけについても、検討したい。

というのは、近年、派遣労働者が急激に増加していることと、派遣の対象業種が、以前の限られた業種から、製造業まで含めてほぼあらゆる業種に拡大してきたことがある。雇用元が労働者派遣業という情報から、世帯員あるいは世帯を支える雇用者の勤め先についての意味ある情報が適切にとれるかどうかについて多少疑問である。このため、勤め先の産業を世帯員ごとにとることにいかなる意味があるのか、そしていかなる利用の仕方が有効であるのか等が議論できれば、派遣労働者について、その勤め先をどういう形で調査するのがよいのかが少し見えてくるのではないかと思う。

前回の答申にもあるが、現行の考え方に沿う形で派遣労働者の勤め先については、派遣元の会社を記入することになっていて、勤め先の産業は労働者派遣業である点については、「記入の手引」に丁寧に記していただいているということで多分紛れがないかと思うが、派遣そのものについての情報の持つ意味について部会で議論できたらと思う。

竹内会長) 産業分類もそうだが、国勢調査のデータ(産業別就業人口)と事業所・企業統計調査の方からとらえたデータ(従業人口)とで、数の上でいろいろ差が生ずることがある。それには、それぞれしかるべき理由があるとは思いますが、その理由についてなるべくはっきりさせることが望ましい。

それから、例えば就業者の臨時と常用の区別でいうと、臨時というのは、この調査の場合1年以内の期間になっている。これは、他の調査の概念とは少し違うというような問題もあるので、その辺も十分に考慮して、部会で検討していただきたいと思う。

というのは、国勢調査としてのコンシステンシー(整合性)はもちろん大事であるが、同時に、その国勢調査のデータを他と比較したときに何が起こるかということも、十分考えた上で議論をしていただくことが望ましい。先ほどの派遣労働者も同様であるが、どちらにしたらいいかということは簡単には決まらないとは思いますが、その辺は十分御審議いただきたい。

飯島委員) これは非常に大事な調査だと思う。ここ数年来の人口動態というのは、激変的に変わってきていると思うが、それは年齢構成の変化だけではなくて、グローバルな日本人の人の動きになっているわけである。

そういう場合に、例外事項の一つの中に、海外へ行って働いている日本人、すなわ

ち民間企業とかあるいはボランティア活動などに従事しているような方々の動向は、この調査では原則として除くということになるが、それで果たしていいのだろうかという素朴な疑問がある。

今、産業界も事業活動がグローバルに国境を越えて展開されており、相当多くの海外勤務者の方々がいる。それは、今申し上げたボランティア活動もそうだし、サービス産業もそうだと思う。その場合の海外勤務者の中には、完全に住居を移して、先方で国内給与と現地給与を一本化し現地で税金を納めている方と、そうではなくて、住所は日本に残したまま出向という形をとって国内給与と海外給与が別立て支給になっているというようにいろいろなケースがある。その辺を実態に即して是非御議論いただき、恐らく何十万人か、100万人のオーダーになるかもしれないこれら海外へ行って働いている方々をどのように取り扱ったらいいのかということについて、御検討いただけるとありがたい。

竹内会長) 今の飯島委員の発言は、問題意識としてはよく分かるが、国勢調査の範疇の中にはちょっと入らないと思う。

というのは、理由が二つあって、まず一つは、世界の人口センサスというのはすべて常住地主義であり、国籍主義でないため、外国にいる日本人を日本で調査してしまったら、向こう側で日本人を調査するのと整合しなくなってしまう。

逆に言えば、日本で仕事をしている外国人は全部、日本にいるものとして国勢調査でとらえているわけであり、そういう国際関係の中で、調査時点に住んでいる場所にとらえるということである。

それから、二つ目は、例えば住所が日本にあれば日本でとらえるけれども、住所を外国へ移したら、外国でとらえるというようなことになると、全部現在地主義に変わってしまう。そうすると、今度は国内での調査の中でも、単身赴任の人は家族がいればとらえなければいけないのかというように、すべて話が元へ戻ってしまう。

やはり国勢調査というのは、あくまでそのときに実際にどういう人間がどこにいたかだけを把握することが目的であり、普段どこで仕事をしているか、本来どこの仕事をしているか、例えるならば、自動車会社の某社長は、本来の国籍についてはレバノンで、ブラジルに行って、どこに行って、フランスから派遣されて日本にいるというようなことは、聞かないというのが建前だと思う。

海外勤務者をきちんととらえる調査というのは重要なことだと思うが、これを国勢調査の中に入れると、かえって話が混乱してしまうおそれがあるため、飯島委員の御指摘の件は、別立ての調査をして把握すべきではないかと思う。

菅野委員) それに関連するが、ここでそういう物理的意味での日本という国土にいる人を調べるというのは、コンシステンシーがあると思うが、逆に、海外労働者が日本にかなり来ていることから、現実問題として、一種の不法入国労働者のような人たちがかなりいるということも否定できない事実だと思う。それについても、基本的には国勢調査でとらえられるという前提であると思うが、どうか。

竹内会長) 建前としてはそうである。

菅野委員) 国勢調査でとらえられた数字がそうなのか。そうだとすると、もっと知りたいのは、どのくらい調査に漏れがあるのか、そういうことについて後で追跡調査のようなもの

を行うのかどうか。建前の部分と本音の部分でちょっと違ってくるのではないかと思うが、その辺を具体的に伺いたい。

亀田課長) 今お話のあった追跡調査ということであるが、一応、調査実施後の12月にサンプル数6万世帯ぐらいを対象に、「事後調査」という形で、実際に調査の記入漏れがあったのかどうか、あるいは二重に記入されていたようなことがないのか等を調べている。

それから、外国人の方の調査についても、外国語対訳集等を充実しており、調査に漏れないよう力を入れて取り組んでいるところである。

菅野委員) 追跡調査をされるというのは、非常に結構なことだと思うが、多分、6万世帯のサンプリングというのは、通常の調査漏れがあるかないかということについては、それで非常によく分かるのかもしれないが、そういう外国人労働者が働いているところは、日本でもかなり地域的な偏りがあると思う。だから、果たしてそういう目的意識に合ったような追跡調査になっているかどうかを、もう一度、御検討いただきたいと思う。

竹内会長) 菅野委員の発言はそのとおりである。つまり、外国人、外国国籍の人を対象にした調査というものについて、調査をする側からきちんとやられているかどうかという話と、実はそういう人たちは、そもそも自分は不法入国・残留だとすると、多分こういう調査でも、これは入国管理局に伝わるものではないという説明をしても、やはり調査からなるべく逃げようとする可能性はかなりあると思う。だから、やはりそういうことを積極的にどうつかまえるかということを考えていただかないと難しいのではないか。ただ、外国人もきちんと対応していますというだけでは済まないという気がする。その辺は、実際に面倒だということがあり、多くの問題もあるので難しいとは思いますが、ある程度お考えいただくことが必要であると思う。とにかく、外国人も一律に調査するというのが建前であるので、菅野委員は、その辺を危惧しているのだと思う。

ちなみに、これまでの国勢調査の中で、不法滞在と思われる外国人というのは、どのくらい把握できたのか。逆に言うと、つまり外国人として出てきた数と、それから入国管理局で正式に滞在許可を出している数とがあるが、その差は一体、どのくらいあるのか。

亀田課長) 不法滞在かどうかということは、調査では聞けない。

竹内会長) そんなことは聞かなくてもいい。どういう人が何人、どういう滞在資格で滞在しているか、むしろ不法滞在でない方の人数は入国管理局にあるので、この調査で出てきた滞在者数との差をみれば、その差の分の中にはビザなしの旅行者がいるかもしれないが、その差で、不法滞在の人もある程度把握できているかということは見当がつく。

亀田課長) 法務省の方で、出入国管理統計ということととっているが、それと比べると、国勢調査の人数は若干少ないとの結果が出ている。

竹内会長) むしろ、逆に少ないのか。

亀田課長) そのとおり。そういうような状況で、その差がどういうものになるか、ちょっと分析しないといけないと思うが、そこは、必ずしも国勢調査の方が多くて、不法滞在というのが明確に出てくるわけではないと思う。

竹内会長) むしろ逆に、国勢調査の方が少ない傾向がある。そういうこともあり得るかもしれないので、別にそれはそれで分かる。

須田委員) 過去との整合性ということ、今回あまり強調してほしくないと思っている。これ

までの御意見もそうだが、例えば学生に、仕事と勉強と両方しているといった場合に、通勤地については、両方やっていたら仕事をやっている方を書くように調査票には書いてある。そうすると、今の学生は、結構日常的に仕事をやっているし、これを調査する9月末は、多分、かなりの大学は夏休みで、新学期は10月始まりというのが多いので、仕事をやっているというのがメインとなり、その人たちの本業は学生なのに、通学地を書かないで就業地を書くというような中身になっている。これでいいのかという問題もあると思う。

竹内会長) 須田委員の質問は、学生である人が就業の方になってしまうのではないかということか。

須田委員) 通学のかたわら働いていたら、仕事をやっている就業地を書くというふうになっている。

竹内会長) 調査票の建前はそうである。しかし、聞かれた方の学生は、実際はアルバイトばかりしていても、学生だったら自分は学生だと書くのが多いのではないかと思う。

須田委員) それは、学生ではないというふうを書く方が望ましいということか。

竹内会長) いや、学生は、建前は学生でないように書けと書いてあっても、実際は学生でないとは言いたくないから、学生だと言ってしまう可能性が多いと思う。須田委員としては、二重否定で元へ戻って、それが望ましいと思うのかどうかということではないのか。

須田委員) 私は、やはり学生なのだから、通学するというそっちの方が望ましいと思う。普通の通学定期を持っているのだから。

竹内会長) そうすると、実は学生アルバイトが相当労働力として使われている部分が、むしろ逆に分らなくなる。学生アルバイトでも労働力として相当役に立っているし、それから今、夜間学生は少なくなったけれども、それだけにまた、大学は昼間と夜間の区別がなくなって、どちらに通ってもいいが、仕事をしながらでも学生の身分をつけられるというようなこともあって、そういう人たちがみんな学生で、いわば非労働力になってしまうのは、かえって望ましくないのではないかと思う。

須田委員) それも含めて、きちっと議論していただきたい。

竹内会長) その辺はどういうふうになるのか、実情がどうなのかについてきちんと詰めていただいた方がいいと思う。私の感じでは、実際の学生のアルバイトをしている分の労働力というのはきちんとはとらえた方がいいと思うが、むしろ学生として出てくる方が多いのではないかという気がしている。

須田委員) どこに勤めているかという場所、従業地又は通学地の話をしている。

竹内会長) 仕事をしたかどうかは別としてということか。

須田委員) そう。それは、時間でももちろん書いていただくけれども、どこに通っているかである。

竹内会長) 調査票に「仕事も通学もしている人は、仕事をしている場所について記入してください」と書いてあるからか。

須田委員) そのとおり。そこについて言っている。

竹内会長) それは通学の方も書いていいのではないかということか。

須田委員) そういうことである。

竹内会長) そうか。その辺はまだいろいろ議論していただく余地はあると思うので、部会で検討をお願いしたい。

新村委員) 資料3の参考10の「個人情報保護マニュアル」というのが配られているが、この中身は今回に合わせているのかもしれないが、毎回こういうものを作っているのかどうかということを1点目に伺いたい。2点目は、これは調査員向けのマニュアルだと思うが、一般調査対象者に対してPRというか、プライバシーが守られるというようなことについて、どこかにそういう記載がなされているかを伺いたい。

亀田課長) 個人情報保護マニュアルは、平成12年の調査の時から導入しており、今回、若干読みやすくするなど、充実を図ろうと考えている。

世帯向けには、調査票の記入の仕方とか、封筒の上に「個人の秘密は守られます」とか、そういったような表現で記載している。

記入の仕方を見ていただくと、一番最初に、「調査員を初め調査関係者は、調査票の記入内容を他に漏らすことは法律で固く禁じられています。また、調査票の記入内容を統計以外の目的で使用することはありません」というのを記載しているところである。

竹内会長) つまり、このような個人情報保護マニュアルは、調査員全員に配られるということか。

亀田課長) これは調査員全員に配る。

竹内会長) 表紙に「第3次試験調査」と書いてあるのは、そのための一つの試案であって、本番では、これと全く同じではないかもしれないが、これをちょっと変えたものが全員に配られるということか。

亀田課長) そのとおり。

新村委員) 了解した。

飯島委員) この調査は、指導員と調査員の努力が大変なものだと思う。指導員と調査員は十分に確保できるのか。

竹内会長) それは確保しなければいけない。

亀田課長) 全国で80万人の調査員、それから指導員を含めると100万人を超えるということで、各都道府県、特に市町村が、非常に苦勞して集めておられる。

高齢化が進んできているという問題もあり、第3次試験調査の結果等を踏まえて、募集の方法もいろいろ工夫していく必要があるのではないかと考えており、公募のマニュアルみたいなものを作ってはどうかといったことも含め、今後とも、新たな調査員等の確保については工夫をしていく必要があると考えている。

竹内会長) ここは案外、一番大事なポイントかもしれないと感じる。

菅野委員) せっかくなので、この機会にお伺いしたい。先ほどの不法入国労働者等の話の延長になるが、本音ベースでみて、ここでのカバレッジがどれくらいとか、どれくらい漏れがあるかということについて、今までに調査されたことはあるのか。

亀田課長) これについては、先ほど申し上げたいいわゆる「事後調査」というもので、約6万世帯を対象に、フォローアップの調査を行っており、それによると、調査を記入した覚えがないという人が0.2パーセントぐらい、それから二度書いたかもしれないという人が0.8パーセントぐらいいるというような結果が出ている。ただ、この「事後調査」自

体もサンプル調査で誤差があるので、それが本当に正確なものかどうか、その辺ははっきりしないが、そのような結果は出ている。

またこれは部会で資料をお配りしたいと思っているが、「事後調査」や推計人口との乖離とか、それから住民基本台帳との乖離とか、そういったところもいろいろ分析しており、それをみると、24歳ぐらいをピークとする若者の辺りで、どうも調査の把握漏れが若干あるのではないかというような結果が出ている。

竹内会長) 菅野委員の御質問に関連して、少し前の話であるが、5年後のセンサスで、同じ対応する年齢、例えば22歳は5年経ったら27歳になるが、その対応する年齢人口が増えてしまったということがある。これは、外国の人の出入りというのはほとんどないので、どうも前の調査時に脱落があったということしか考えられない。最近こういった状況は大分減っていると思うが、ある時期にはそういうこともあった。

それから、アメリカのセンサスにおいても、ある時期非常に調子が悪くて、相当の誤差があった年があり、その後一生懸命にならし直したため、今はそんなにないかもしれない。

ごく大ざっぱに私の印象で言えば、脱落の方が多いと思うが、誤差については、例えば息子が学生で遠くの学校へ行っているとすると、下宿先の方でも書いてしまったけれども、親の方もこれは自分の息子だ、我が家の人間だと思ってしまって重複記入ということもある。それから逆に、それぞれが向こうで書いたと思って、両方とも書かなかったというような脱落もある。誤差の計数については、私は確信を持っては申し上げられないが、0.1パーセントと1パーセントの間でそういった状況があると思う。

それは世界的に見るとかなりいい方であり、この間、中国において2000年の国勢調査の結果が公表され、その誤差が1パーセントを超えるぐらいあるということが書かれていたが、そうするともう既に1000万人ぐらいのオーダーになってしまう。中国で、そういうことがあった。

亀田課長) 事後調査の結果について、先ほどちょっと間違えて逆の数字を説明した。再度説明すると、確認されなかったという人が0.8パーセント、複数箇所を確認されたという人が0.17パーセントということである。

竹内会長) なるほど。つまり、0.5パーセントぐらいのオーダーの誤差はあり得るかもしれないということだろう。

菅野委員) もう1点伺いたいですが、先ほど100万人の調査員とか指導員がいるということであったが、調査期間中、この方は国家公務員という扱いになるということによろしいか。

亀田課長) そのとおり、臨時の国家公務員である。

菅野委員) これは全然別の統計のことなので、ちょっと確認したいが、労働力調査では、この期間だけ働くということは、失業者の扱いではなく、雇用者の扱いになって、カウントされるということによろしいか。

亀田課長) この期間は、雇用者ということでカウントする。

竹内会長) 普段、他にも仕事を持っている方が調査員をやられることがかなり多いが、そうでなければ、就業者がそれだけ増えるということになる。

桑原審査官) その点について、私の方から紹介をさせていただく。例えば国勢調査のあった平成

7年、あるいは平成12年について、前の年、すなわち平成6年と平成11年、それと翌年の平成8年と平成13年の9月とを比較し、公務員の就業者がどのくらい増えているかをみると、平成7年国勢調査の時は、その前後の平成6年あるいは平成8年と比べると、6万人くらい公務員が増えている。平成12年のときは7万人くらい増えているというのが、労働力調査の結果であった。

菅野委員) 意外と少ない。

桑原審査官) もちろん、調査員になる方というのは、無職の人たちばかりが調査員になるわけではなく、既にいろいろな仕事をやっておられる中でなられる場合もある。もっとも、その増えた6万人、あるいは7万人がすべて、無職の人が新たに国勢調査の調査員になったから増えたのかどうかは分からないが、そういう数字が統計に表われているということである。

竹内会長) 事実上公務員であって、その時にまた調査員を兼ねる方がかなりいる。

菅野委員) アメリカの統計でいうと、この時に、失業統計で失業率が下がる。だから、日本もそういうのがあるのかと思って、ちょっと伺った。

竹内会長) そんなに大きな影響はないようであるから、逆に言えば、もっと大がかりな調査をやれば、失業者を一時的に減らすことができるかもしれないということになる。確かにそういうことの影響も若干はあり得るはずだと思う。

西村委員) ちょっと初歩的な質問で申し訳ないが、この国勢調査の場合は、いわゆるホームレスはどういう形で把握されているのか。

亀田課長) ホームレスの方についても調査しており、10月1日の午前零時現在、これは調査員ではなかなか難しいので、市町村職員が数名、場合によっては警官等も一緒に立ち会いの下で、実際にその現場に行って調べるということをしている。

西村委員) 実際、ホームレスで動き回っている人については、どういう調査になるのか。

竹内会長) 夜中に調査を行っている。

舟岡委員) 少し時間をかけて検討すべき課題かと思うが、現状では、すべての就業者については大分類でしか産業格付けをしておらず、そして一部抽出して小分類まで格付けしているが、国勢調査の結果は広く活用されている貴重なデータなので、結果の有効利用という観点から、何らかの工夫で中分類・小分類での産業格付けについて、その対象を拡大するような工夫をしていただくことが望ましい。

西村委員) ホームレスの住居の種類は何になるのか。

亀田課長) 「その他」という分類があり、そちらに該当する。

飯島委員) 最近、老人の介護施設とか、老人ホームとか、そういうところに住んでいる方々が多いと思う。調査票には、住宅の病院とか療養所というのは書いてあるけれども、そういった介護施設とか、あるいは老人ホームというのは、一般の共同住宅的な取扱いで書いてもらうということになるのか。

亀田課長) これは社会施設という扱いで、要するに棟ごとに1世帯ということで扱うことにしている。ただ、その中で、特に夫婦の世帯については、それで1世帯という扱いをする。これらは一律の扱いにしており、調査員が混乱なく調べられるように、そういう扱いにしている。

竹内会長) 東京都の方を初め、地方公共団体もいろいろ大変だと思うが、よろしくお願ひした

い。

他に御意見等がなければ、本件については、人口・労働統計部会で審議していただくこととし、篠塚部会長にお願いする。

(3) その他

○ 指定統計調査及び統計報告の徴集についての承認の報告

総務省統計局統計基準部の熊埜御堂統計審査官及び桑原統計審査官から、平成16年5月及び6月における「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「建築着工統計調査」、「屋外労働者職種別賃金調査」及び「建設工事統計調査」の統計法第7条第2項による承認並びに「病院報告」及び「漁業就業動向調査」の統計報告調整法第4条第1項による承認について、資料4による報告が行われた。